

平成30年4月1日以降に再就職の

# 介護職員の皆さんへ



～潜在介護職員再就職準備金貸付のご案内～

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県では、平成30年4月1日以降に介護職員として県内介護保険サービス事業所・施設等に再就職する（している）方に、無利子で就職準備金をお貸しします。

この制度は、埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として**2年間**従事した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。ぜひ、ご活用ください！

## 潜在介護職員再就職準備金とは



介護職として一定の知識・経験を持ち、離職した方が、再び介護の仕事に就くための準備金をお貸しします。



《貸付額》  
最大  
**20万円**

例えば…

再就職に関するものであれば、どんな費用にも利用できます!!

※詳細は下記にお問い合わせください。



子どもの預け先を探す際の活動費



研修参加費、参考図書を購入



敷金・礼金や転居に伴う費用



通勤用の自転車やバイクの購入



介護ウェアなどの被服費

問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課  
TEL 048-822-1192

## ◆貸付対象◆

以下のすべてを満たす方が対象です。

①	平成30年4月1日以降に埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等（※）に介護職員として就労（内定）している。
②	過去に介護保険サービス事業所・施設等（※）で介護職員として1年以上勤務したことがある。 ※雇用期間：365日以上、業務従事期間：180日以上 （実務経験証明書を提出いただきます）
③	次のいずれかに該当する。 ア) 介護福祉士 イ) 介護職員実務者研修を修了した者 ウ) 介護職員初任者研修を修了した者 エ) 介護職員基礎研修を修了した者 オ) ホームヘルパー1級、2級課程を修了した者
④	直近の介護職員としての離職日から1か月以上経過している。
⑤	埼玉県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、再就職準備金利用計画書を提出している。 ※申請時でも可。詳しくはお問い合わせください。

※介護保険サービス事業所・施設等とは

例えば、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。詳しくは、お問い合わせください。

⚠️ 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

## ◆返還免除の要件◆

県内の介護保険サービス事業所・施設において**2年間引き続き介護職員として従事**する（在職期間：通算730日以上、業務従事期間：360日以上）。

## ◆申請方法◆

必要書類を揃え、**本会あてに提出**してください。

## ◆留意事項◆

- ・貸付の決定には審査があります。
- ・貸付には、連帯保証人が必要です。



埼玉県社協マスコット「シャキたまくん」

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は  
県社協ホームページでご案内しています！

URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

